

## 国立大学法人東北大学 中期目標

### (前文) 大学の基本的な目標

東北大学は、開学以来の「研究第一主義」の伝統、「門戸開放」の理念並びに「実学尊重」の精神を基に、数々の教育研究の成果を挙げてきた実績を踏まえ、これらの伝統、理念等を積極的に踏襲し、独創的な研究を基盤として高等教育を推進する総合大学として、以下の目標を掲げる。

1. 教育目標・教育理念―「指導的人材の養成」:
  - ・ 学部教育では、豊かな教養と人間性を持ち、人間・社会や自然の事象に対して「科学する心」を持って知的探求を行うような行動力のある人材、国際的視野に立ち多様な分野で専門性を発揮して指導的・中核的役割を果たす人材を養成する。
  - ・ 大学院教育では、世界水準の研究を理解し、これに創造的知見を加えて新たな展開を遂行できる創造力豊かな研究者並びに高度な専門的知識を持つ高度専門職業人を養成する。
  
2. 使命―「研究中心大学」:
  - ・ 東北大学の伝統である「研究第一主義」に基づき、真理の探求等を目指す基礎科学の推進とともに、研究中心大学として人類と社会の発展に貢献するため、研究科と研究所等が一体となって、人間・社会、自然に関する広範な分野の研究を行う。同時に、「実学尊重」の精神を活かした新たな知識・技術・価値の創造に努め、常に世界最高水準の研究成果を創出し、広く国内外に発信する。
  - ・ 知の創造・継承と普及の拠点として、人間への深い理解と社会への広い視野・倫理観を持ち、高度な専門性を兼ね備えた行動力ある指導的人材を養成する。
  
3. 基本方針―「世界と地域に開かれた大学」:
  - ・ 世界と地域に開かれた大学として、自由と人権を尊重し、社会と文化の繁栄に貢献するため、「門戸開放」の理念に基づいて、国内外から、国籍、人種、性別、宗教等を問わず、豊かな資質を持つ学生と教育研究上の優れた能力や実績を持つ教員を迎え入れる。それとともに、産業界はもとより、広く社会や地域との連携研究、研究成果の社会への還元や有益な提言等の社会貢献を積極的に行う。
  - ・ 市民への開放講座、インターネットによる教育を積極的に推進するとともに、市民が学術文化に触れつつ憩える環境に配慮したキャンパス創りを行う。

## I 中期目標の期間及び教育研究上の基本組織

### 1 中期目標の期間

平成16年4月1日から平成22年3月31日までとする。

### 2 教育研究上の基本組織

この中期目標を達成するため、別表に記載する学部、研究科等及び附置研究所を置く

## II 大学の教育研究等の質の向上に関する目標

## 1 教育に関する目標

### (1) 教育の成果に関する目標

#### ○教育の基本方針

- ・ 教養・専門教育を問わず、教育研究連携型の教育システムを構築し、少人数教育等の個別指導による「学生を育て伸ばす教育」を目標とする。

#### ○指導的人材の養成

- ・ 資質豊かな学生を受け入れ、人間・社会や自然の事象に対して「科学する心」を持って知的探求を行い得る人材を養成する。
- ・ 知の継承と普及の拠点において、第一線の研究に携わる教員が学生の教育に当たり、国際的視野と高度の専門性を兼ね備え、また国際社会及び日本の将来を見据え、自ら主体的に考え行動できる指導的・中核的人材を養成する。

#### ○高度専門職業人及び研究者の養成

- ・ 学士課程における学部専門教育では、社会貢献に必要な専門性・国際性の基盤となる専門分野に対する理解力と応用力の修得、また、大学院進学後、高度専門教育にスムーズに移行するための基礎的専門知識の確実な修得と実践力の養成に力点を置く。
- ・ 大学院教育では、高度専門職業人と研究者の養成を行う。すなわち、最先端の専門的知識を備え、世界水準の研究を理解するとともに、新たな発想、論理的思考に基づき着実に研究推進ができる人材、先端的な専門的知識を活用し、未知・未踏の研究課題に取り組む柔軟な行動力と応用力のある人材を養成する。

### (2) 教育内容等に関する目標

#### ○入学者選抜に関する基本方針

- ・ 「門戸開放」の理念に基づき、これまで以上に国の内外から、東北大学で学ぶにふさわしい資質・意欲を持ち、入学者受け入れ方針（いわゆるアドミッション・ポリシー）に適合する人材を受け入れる。
- ・ 大学院には、多様な学術領域の知識・経験等を有する学部卒業生・社会人とともに、グローバルな視点を重視して世界の優秀な人材の受け入れを推進する。

#### ○教育課程に関する基本方針

- ・ 入口（高校と大学、学部と大学院の接続）と出口（大学と社会、学部と大学院の接続）を結ぶ適切なカリキュラムを編成する。
- ・ 学士課程全学教育では、全人的な教養及び各分野に必須な基礎知識を身に付けるとともに、学生自身が主体的に専門性の向上に取り組めるように指導する。
- ・ 学士課程専門教育では、それぞれの専門的知識を十分に修得させるとともに、社会貢献に必要な専門性とグローバルな視点に立つ倫理観を修得させる。
- ・ 大学院教育では、学部教育と先端学術を結ぶ大学院専門教育に重点を置き、高度な専門性のある人材を養成する。

○教育方法に関する基本方針

- ・ 多様な授業形態を利用し、「科学する心」を持つ人材を育成する。
- ・ インターネットを活用する教育方法として、ISTU（Internet School of Tohoku University）の充実を図る。

○成績評価等に関する基本方針

- ・ 学習到達度について厳正かつ公平な成績評価を行い、その後の学生自身の学習意欲向上にフィードバックする仕組みを整備する。

**(3) 教育の実施体制等に関する目標**

○教員組織の充実に関する基本方針

- ・ 第一線の研究を担う研究者が学生を直接指導することにより、研究中心大学にふさわしい質の高い高等教育を行う。
- ・ 学部・研究科は、総合的な知の拠点として研究所等の連携協力を得て、人間・社会、自然について、人類の発展に必要な広範な学問分野の教育を行う。
- ・ 世界に開かれた大学として、外国人の教員任用を含め教員採用の多様性と開放性の確保に努める。
- ・ 男女共同参画社会形成のため、大学が担うべき使命を果たす教育体制、男女共同参画支援体制の充実を図る。

○高度情報型教育システムの実現に関する基本方針

- ・ 大学院生の増加や学生の多様性に対応するきめ細かい教育を実施するために、教育支援体制を強化する。
- ・ 新規メディアの活用により、教授方法・学習方法の改善を図る。
- ・ 学務事務の IT（Information Technology）化を進め、効率的で学生が利用しやすい仕組みの充実を図る。

○授業評価、学習評価に関する基本方針

- ・ 学生等による授業評価の有効性と限界を十分に踏まえた上で、その適切な利用により教育の改善を図る。
- ・ 教員の教育・評価技術の全体的な向上を図る。
- ・ 自己点検・評価、外部評価、大学評価・学位授与機構等の各種の評価結果を有効に利用し、教育改善を図る。

**(4) 学生への支援に関する目標**

- ・ 学生の履修相談・進路相談、心身全体の健康維持等への支援体制を整備・拡充する。
- ・ きめ細かい修学指導や生活指導を組織的に行うことによって、学生の人間形成を支援し、意欲の喚起や学習支援の充実を図る。
- ・ 恩恵的援助ではなく、教育サービスの観点に立つ経済的支援を進める。

## 2 研究に関する目標

### (1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標

#### ○研究水準・研究成果等に関する基本方針

- ・ 研究センター大学として、人類の発展に必要な、人間・社会、自然に関する学術研究活動を行い、新たな知識・技術・価値の創造に努め、人類の福祉と社会の発展に貢献する。この目的に向け、国立大学法人として総合的な研究推進の施策を定め、広範な基礎的研究を基盤とした世界水準の先進的な専門領域における研究、新たな学術領域における研究を推進し、優れた成果の創出に努める。

#### ○研究成果の社会への還元に関する基本方針

- ・ 大学の研究が広く社会の知的財産形成に資するものであることに鑑み、研究水準の向上を積極的に進めつつ、研究課題の社会との関係の把握と研究成果の社会還元に努める。

### (2) 研究実施体制等の整備に関する目標

#### ○研究者等の配置の基本方針

- ・ 広範な学術領域を網羅する知の拠点である総合大学として、学問と社会の動向に一体的に対応し、設備の共同利用、人事交流等を機動的に行うことができるような運営体制を整備する。
- ・ 国際的に卓越した教育研究目標を達成するために、国内外から豊かな資質・優れた能力を持つ多様な研究者等を、組織の機能と規模に応じて適切に配置する。
- ・ 研究者等の職制は教授、准教授、講師、助教、助手及び技術職員を基本とし、さらに、必要度と研究能力に応じて、客員教授、その他必要な職制を設ける。

#### ○研究環境の整備に関する基本方針

- ・ 研究環境の整備、とりわけ研究に必要な設備の整備と開かれた活用環境及びその維持体制を整える。
- ・ 研究成果がその特質・特性に応じて速やかに社会貢献につながるシステムを整え、研究者や学生にとって励みのある研究環境を創出する。
- ・ 知的財産の創出、取得、管理及び活用に関する全学的仕組みを充実する。

#### ○研究の質の向上システム等に関する基本方針

- ・ 総合的な知の創造拠点として、研究科、研究所等は各々の目的に向けて活発な研究活動を展開し、成果を公表するとともに、新たな学術研究を創出する。
- ・ 学内外の多様な評価結果を効果的に活用し、常に研究の質の向上を図る。
- ・ 全研究者の成果を一元化した研究業績情報に関するデータベースを整備し、新たな領域横断的研究課題の計画策定等に活用するなど、研究活力を継続的に向上させる。
- ・ 学内共同教育研究施設等が、学部・研究科・附置研究所等と密接な連携を取りつつ、教育研究活動の強化・発展に資する体制を作るとともに、学内外の情勢や実績評価によって機動的に研究施設等を新設・改廃する等、柔軟な運用制度を確立する。

## 3 その他の目標

## **(1) 社会との連携、国際交流等に関する目標**

- ・ 第一線の研究を基盤とする高等教育によって、中核的人材や指導的人材を養成し社会に貢献する。
- ・ 先端的な研究成果を世界に発信するとともに、独創的な応用研究の成果を、社会と連携して産業化につなげる。
- ・ 市民への開放講座、インターネットによる教育を始め、教育活動による社会貢献を積極的に進める。
- ・ 大学の知的財産を有効に活用するため、新技術開発や技術移転を支援する体制を整備・強化する。
- ・ 国外の優秀な研究者を専任又は客員の教員等に積極的に任用することによって、高度な教育研究の国際拠点づくりを進める。
- ・ 東北大学と大学間交流協定等を締結している国外の高等教育研究機関等を通して、優秀な外国人留学生を積極的に受け入れて教育する。

## **(2) 附属病院に関する目標**

- ・ 東北大学病院は、全学的に推進される医学・歯学及び生命科学研究の成果を実践する学際的拠点として発展させる。
- ・ 生命力に溢れた21世紀の健康社会実現のため、質の高い医療を提供し、将来の医療を担う専門性を有する医療従事者及び指導者を養成する。
- ・ 管理運営体制を見直し、病院経営の効率化、経営改善に努める。

## **III 業務運営の改善及び効率化に関する目標**

### **1 運営体制の改善に関する目標**

- ・ 教員の管理運営業務への負担を可能な限り軽減し、教育研究における教員間の適切な役割分担を図る。また、職員の専門性向上と教員とその他の職員間の適切な役割分担、さらに適切なアウトソーシングを行うことにより、国立大学法人全体として運営の機能強化を図る。
- ・ 総長のリーダーシップに基づいて、法人の戦略的な組織運営及び資源配分等を可能にする制度を設ける。
- ・ 理工系の各研究科、生命系の各研究科、人文社会系の各研究科、文理融合型の各研究科、研究所等の関連する各部局は緊密に連携して柔軟かつ機動的な運営を行う。
- ・ 仙台地区、東北地区等の国立大学法人間の連携協力を推進し効率的な大学運営への活用を図る。

### **2 教育研究組織の見直しに関する目標**

- ・ 長期的視野に立って、具体的な成果が現れるのに長期間を要する教育研究の特性に沿った望ましい組織の在り方を継続的に検討することにより、大学の社会に対する最も重要な「第一線の研究を基盤とする高等教育によって指導的人材を養成する」という役割を達成するために最善な教育研究体制を確保する。
- ・ 最先端の学術研究機関としての社会の動向への迅速な対応と、人材養成を行う教育機関としての柔軟な対応を、両立して行える組織を構築する。

### **3 人事の適正化に関する目標**

- ・ 教育研究機関としての特性を発揮し大学全体の機能強化を図ることを人事システムの基本とし、教員系、事務系、技術系という枠組みで扱われてきた人事制度を抜本的に見直して、教員とその他の職員との連携協働に積極的に取り組む。また、学外の有識者・専門家を必要に応じて登用し、その専門性の活用と適切な役割分担によって、大学の管理運営業務、企画立案業務等の円滑な推進を目指す。
- ・ 役員人事等を含め、教育研究機関としての国立大学法人に即した体制に円滑に移行することを目指す。
- ・ 大学が現在有する機能を強化発展させるために必要な移行措置を適宜とりつつ全学共通の人事制度を整備するとともに、学問分野の特性に配慮し、かつ各部局の責任で、能力・業績主義を適切に運用することにより、すべての職種において適正な人事を行う体制整備を積極的に図る。
- ・ 教職員の厚生、各種の業務向上を目指す研修等の充実を図る。
- ・ 「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）において示された総人件費改革の実行計画を踏まえ、人件費削減の取組を行う。

#### 4 事務等の効率化・合理化に関する目標

- ・ 大学に求められる機能の維持・強化に必要な事務活動等を効率的に進める観点から、業務の範囲、担い手、活動の効率性、費用対効果等の関係を常に見直して、必要な措置を講じる。
- ・ 本部、部局及び相互の事務分掌等について抜本的な見直しを図るとともに、適切な分担・共通化、部局内の事務執行の合理化を推進し、効率的で機動性のある事務組織の編成と専門性の向上に努める。
- ・ 事務等の情報化による窓口業務要員の削減や、銀行等への業務委託の推進により、効率化・合理化を目指す。併せて、多様な事務情報を各種の要望に応じて迅速に検索・編集・提供できる柔軟で機動性ある体制の整備を目指す。
- ・ 大学運営に係る会議・委員会等の大幅な見直し・削減を行い、会議業務にかかわる事務等の効率化・合理化を図る。
- ・ 本部と各部局間で日常的に行われてきた連絡的業務の抜本的見直しにより、大学運営に係る多くの企画立案業務や新たな課題への対応に事務職員が多くの時間を充当できるようにする。

### IV 財務内容の改善に関する目標

#### 1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標

- ・ 大学の頭脳を結集して新しい研究領域を生み出すための競争的資金確保に、全学的体制で取り組む。
- ・ 民間との共同研究推進等による外部資金確保に、積極的に取り組む。
- ・ 研究成果に基づく大学発のベンチャーの起業と大学への還元、技術移転機関の活用等を積極的に推進する。
- ・ 卒業生や民間企業からの寄付、各種グッズ販売、出版会の業務の収益性増大等により収入増を図る。
- ・ 独創的な教育研究分野で世界を先導するために、自己収入を積極的に確保することを目指して、各種の公募型教育研究プログラム等に応募する教員を支援する全学的な体制の整備を図る。

## 2 経費の抑制に関する目標

- ・ 教育研究の機能強化を基本に、既存組織について見直しを行い、必要に応じて再編・集約化等を実現することにより、管理的経費の削減を図る。
- ・ 諸経費についてトータルミニマムの考え方により会議の数を大幅に廃止・削減するなどの合理化を図り、節減する。
- ・ 必要経費等の算定方式の見直しによりアウトソーシング等も含め、抑制に努める。

## 3 資産の運用管理の改善に関する目標

- ・ 大学の資産である施設（土地及び建物等）・設備を適切に確保しかつ有効に活用するため、戦略的かつ経営的視点に立って施設の整備、維持保全、管理運営を一体的に実施し、教育、研究環境の質的向上を図る。
- ・ 大学の経営基盤である施設の長期利用を図るとともに、適切に維持管理するため、必要な財源を確保し、資産の有効な運用を図る。
- ・ ソフトウェアや特許等の無形固定資産及び金融資産に関しては、外部の専門家の意見を取り入れながら、国立大学法人の設置目的に対応した適切な運用とリスク管理を行う。

## V 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標

### 1 評価の充実に関する目標

- ・ 一定期間ごとに自己点検評価を実施し、収集整理した情報を一般公開して説明責任を果たすとともに、外部評価を定期的実施し、そこで得られた学外の有識者等の意見・助言を積極的に受け止め、運営の改善・充実を図る。
- ・ 学術領域や研究対象等の多様性を基本とする総合大学として、各部局及び全学の評価の充実とその連携的活用を進めることによって、各部局の独自の活動・情報発信と、全学的な戦略との統一性を確保できるようにする。

### 2 情報公開等の推進に関する目標

- ・ 情報公開を一層推進することで、主たる財政基盤を国民に負う国立大学法人としての説明責任を果たし、教育研究活動に対する理解が得られるように努める。
- ・ 大学の教育研究の成果たる学術情報をデータベース化して、積極的に社会の利用に供する。
- ・ 図書館、総合学術博物館等の一般への公開を進める。
- ・ 東北大学の優れた教育研究活動とその成果を広く社会に周知し、社会の幅広い理解と支援を得るために、広報及びその企画に関する体制を整備し、教育研究活動等の広報の充実を図る。
- ・ 教育研究機関としての個性とアイデンティティーを地域及び社会に対し、積極的に広報する。

## VI その他業務運営に関する重要目標

### 1 施設設備の整備・活用等に関する目標

- ・ 「研究中心大学」及び「世界と地域に開かれた大学」として、機能性、快適性、歴史性、文化性、国際性を備えた知的創造活動や知的財産の継承の場にふさわしいキャンパス環境を創出する。

- ・ 最先端の教育研究拠点として、国際的に遜色のない水準の教育研究環境の形成と維持のため、豊かな学生生活を過ごす基盤となる施設の充実を図る。
- ・ 先端的・独創的研究を推進するため、全学的な視点で重点的・戦略的なスペースの充実を図る。
- ・ 施設整備における財源の多様化及び新たな発想に基づく整備手法の導入に積極的に取り組む。
- ・ 環境に配慮したキャンパス創りの観点から、省エネルギー・省資源対策、リサイクル・廃棄物対策等を進める。

## **2 安全管理に関する目標**

- ・ 教育研究活動における安全と健康を確保するため、事故等に適切に対応した全学的体制の整備を図るとともに、関係法令等に則り、適切な対策を講ずる。
- ・ キャンパスにおける安全確保のため、適切な防災対策及び防犯対策を講ずる。
- ・ 大学の知的資源を最大限活用して、情報ネットワーク・知的財産等のセキュリティに対する全学的仕組みを充実する。



別表（学部、研究科等）

学 部	文学部 教育学部 法学部 経済学部 理学部 医学部 歯学部 薬学部 工学部 農学部
研 究 科	文学研究科 教育学研究科 法学研究科 経済学研究科 理学研究科 医学系研究科 歯学研究科 薬学研究科 工学研究科 農学研究科 国際文化研究科 情報科学研究科 生命科学研究科 環境科学研究科 医工学研究科 教育情報学研究部・教育部
附 置 研 究 所	金属材料研究所 ※ 加齢医学研究所 流体科学研究所 電気通信研究所 ※ 多元物質科学研究所

※は全国共同利用の機能を有する附置研究所